

平成 16 年 8 月 24 日

株式会社パスコ  
代表取締役社長 杉本陽一

## 特許侵害差止請求権不存在確認請求訴訟提起について

株式会社パスコは、平成 16 年 8 月 24 日、丸石デジタル株式会社及び株式会社沖縄デジタルセンターを共同被告として、東京地方裁判所に特許侵害差止請求権不存在確認請求訴訟を提起しました。

### < 訴訟当事者 >

原告 株式会社パスコ(以下、「パスコ」)  
被告 丸石デジタル株式会社(以下、「丸石デジタル」)  
被告：株式会社沖縄デジタルセンター(以下、「沖縄デジタル」)

### < 原告パスコの請求 >

特許侵害差止請求権不存在確認請求(債務不存在確認請求)

### < 被告らの権利の説明 >

丸石デジタルは、下記特許権を有する。

- (1) 発明の名称 地図データ作成方法及びその装置
- (2) 出願日 :平成 4 年 3 月 5 日
- (3) 特許番号 :第 2770097 号
- (4) 発明者 :西石垣 見治

沖縄デジタルは、下記範囲の本件特許の専用実施権を有する。

- (1) 地域 :日本国内
- (2) 期間 :本特許の存続期間満了まで(出願から 20 年)
- (3) 範囲 :全範囲

### 本件提訴に至った経過

パスコは、平成 15 年 12 月 12 日、丸石デジタル及び本件特許の発明者である西石垣氏から、パスコの作成したポリゴンデータ(地図データ)が本件特許権を侵害するので使用料を請求する旨の通知書の送付を受けました。

これに対してパスコは、平成 15 年 12 月 26 日、丸石デジタルに対しパスコの作成するポリゴンデータは本件特許権を侵害していない旨の回答書を送付しました。

その後、現在までのところ、丸石デジタルからパスコに対して直接の連絡はありません。

しかし、丸石デジタルの親会社である丸石ホールディングス株式会社(東証 2 部上場、現在管理ポスト)が平成 16 年 6 月 8 日付で行ったプレス発表によれば、丸石デジタルは、本件特許権の有効活用として既に侵害警告を行なった会社に対しては使用料請求していくとしており、パスコへの請求を止める意図は無いものと判断しました。

したがって、パスコは丸石デジタルに対しパスコが現在用いている手法に基づく地図データの作成を差し止める権利を有しないこと(特許非侵害)の確認を裁判所に求めるにいたしました。

丸石デジタル及び沖縄デジタルを共同被告とする点について

丸石デジタルからパスコへの前記通知書では、「通知人会社(丸石デジタル)は、この度、後記表示の本件特許を特許権者有限会社エン企画および専用実施権者沖縄デジタルセンター株式会社との間の平成15年12月1日付合併合意契約、有限会社エン企画との間の同年12月11日付特許権譲渡契約書等により本件特許を所有するに至っております。」と記載されています。

また、当時丸石デジタルの親会社であった丸石自転車の平成15年12月26日付のプレス発表によれば、丸石デジタルが沖縄デジタルより本件専用実施権を5億円で取得するための資金供与について取締役会決議をした旨が記載されています。

これらの記載によれば、沖縄デジタルの専用実施権は、現在は丸石デジタルが有していることとなりますが、本件特許の登録原簿上は未だに沖縄デジタルが専用実施権者のままです。

したがって、特許登録原簿上の専用実施権者である沖縄デジタルは、本件に関して丸石デジタルと共通の利害関係を有していると考えられることから、パスコは、丸石デジタル、沖縄デジタルを共同被告といたしました。

以上